

平成 2 8 年 3 月 亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 職員の休業の状況</p> <p>(5) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(6) 職員のサービスの状況</p> <p>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(8) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(9) その他市長が必要と認める事項 (公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) 職員の給与の状況</p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 職員の休業の状況</p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(7) 職員のサービスの状況</p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) 職員の研修_____の状況</p> <p>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(11) その他市長が必要と認める事項 (公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和51年亀岡市条例第22号）第2条各号の<u>一</u>に<u>      </u>掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の<u>一</u>に<u>      </u>掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和51年亀岡市条例第22号）第2条各号の<u>いずれかに</u>掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の<u>いずれかに</u>掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 (略)</p>

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、一般職の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 一時差止処分に対する<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て</u>については、一時差止処分は法第49条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は法第49条の2に規定する職員と、前項の説明書は法第49条第1項の説明書とみなして、法第49条の2及び法第49条の3の規定を適用する。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、一般職の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 一時差止処分に対する<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求</u>については、一時差止処分は法第49条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は法第49条の2に規定する職員と、前項の説明書は法第49条第1項の説明書とみなして、法第49条の2及び法第49条の3の規定を適用する。</p> <p>7 (略)</p>

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年亀岡市条例第35号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75	傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する	0.88
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同	0.73			

	法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

	給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89



ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行		改 正 後 (案)	
別表第2（第2条の2関係）		別表第2（第2条の2関係）	
種別	休館日	種別	休館日
企画展示室	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときはその翌日）	企画展示室	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときはその翌日）
あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日	あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日
上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第2及び第4木曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日）	上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月_____第4木曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日）

亀岡市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年亀岡市条例第43号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所_____</p> <p>(2) 審査申出の趣旨及び理由</p> <p>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(4) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3) 審査申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p>
<p>(書面の審理)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(書面の審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p>

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 (略)

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_決定書を作成しなければならない。  
い。

2 法第433条第12項の通知は、請求者\_\_\_\_に対しては前項決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

4 (略)

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にされた処分等に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

(適用区分)

3 第1条の規定による改正後の亀岡市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第

11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(手数料)</p> <p>第15条 この条例の規定による公文書の閲覧に係る手数料は、亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）<u>第1条</u>の規定にかかわらず、無料とする。</p> <p>(救済手続)</p> <p>第17条 実施機関は、第11条第1項の規定による決定（第12条第3項の規定により決定があったものとみなされた場合を含む。）について、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、審査会</u>に当該不服申立てに対する裁決又は決定について諮問しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、<u>前項</u>の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該<u>不服申立て</u>に対する裁決又は決定をしなければならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第15条 この条例の規定による公文書の閲覧に係る手数料は、亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）<u>第2条第32号</u>の規定にかかわらず、無料とする。</p> <p>(救済手続)</p> <p>第17条 実施機関は、第11条第1項の規定による決定（第12条第3項の規定により決定があったものとみなされた場合を含む。）について、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求</u>があった場合は、当該<u>審査請求</u>が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、<u>亀岡市情報公開・個人情報保護審査会</u>に当該<u>審査請求</u>に対する裁決_____について諮問しなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第43条第3項の審査請求人及び参加人をいう。）に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>4 実施機関は、<u>第1項</u>の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該<u>審査請求</u>に対する裁決_____をしなければならない。</p>

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年亀岡市条例第38号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(会議)</p> <p>第4条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><u>(委員以外の出席者)</u></p> <p>第5条 審査会は、審査を行うために必要があると認めるときは、不服申立人並びに情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>(除斥)</u></p> <p><u>第4条の2 委員は、諮問を受けた事件が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができない。</u></p> <p><u>(審査手続の併合又は分離)</u></p> <p><u>第4条の3 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る審査手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る審査手続を分離することができる。</u></p> <p>2 審査会は、前項の規定により事件に係る審査手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第74条の審査関係人をいう。以下同じ。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p><u>(審査会の調査権限)</u></p> <p>第5条 審査会は、必要があると認める場合には、諮問を受けた事件に関し、審査関係人にその主張を記載した書面又は資料（以下「主張書面等」という。）の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p><u>(意見の陳述)</u></p> <p>第5条の2 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審</p>

査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人（行政不服審査法第9条第1項の審査請求人をいう。）又は参加人（同法第13条第4項の参加人をいう。）（以下「審査請求人等」という。）は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第5条の3 審査関係人は、審査会に対し、主張書面等を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第5条の4 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面等の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面等の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面等の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(交付の方法)

第5条の5 前条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

- (1) 対象主張書面等の写しの交付にあつては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付
- (3) 電子情報処理組織（審査会の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う方法

(手数料)

第5条の6 第5条の4第1項の規定による閲覧に係る手数料は、亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条第32号の規定にかかわらず、無料とする。

- 2 第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、当該交付に係る手数料を納めなければならない。
- 3 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、50円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (2) 前条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円



(手数料の減免)

第5条の7 審査会は、第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により前条第2項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、第5条の4第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第5条の8 第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、第5条の6第2項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

(答申書の送付等)

第5条の9 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(手数料)</p> <p>第26条 この条例の規定による保有個人情報の閲覧に係る手数料は、 亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）<u>第1条</u>の 規定にかかわらず、無料とする。</p> <p>(救済手続)</p> <p>第28条 実施機関は、第21条第1項及び第24条第1項の規定による決定 について、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>の規定による <u>不服申立て</u>があった場合は、<u>当該不服申立て</u>が明らかに不適法である ときを除き、遅滞なく、亀岡市情報公開・個人情報保護審査会に 当該<u>不服申立て</u>に対する<u>裁決又は決定</u>について諮問しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、<u>前項</u>の規定による諮問に対する答申を受けたとき は、これを尊重し、速やかに当該<u>不服申立て</u>に対する<u>裁決又は決定</u> をしなければならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第26条 この条例の規定による保有個人情報の閲覧に係る手数料は、 亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）<u>第2条第32号</u>の 規定にかかわらず、無料とする。</p> <p>(救済手続)</p> <p>第28条 実施機関は、第21条第1項及び第24条第1項の規定による決定 について、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>の規定による <u>審査請求</u>があった場合は、<u>当該審査請求</u>が明らかに不適法である ときを除き、遅滞なく、亀岡市情報公開・個人情報保護審査会に 当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>について諮問しなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項 の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人 （行政不服審査法第43条第3項の審査請求人及び参加人をいう。） に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>4 実施機関は、<u>第1項</u>の規定による諮問に対する答申を受けたとき は、これを尊重し、速やかに当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u> をしなければならない。</p>

亀岡市行政手続条例（平成8年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1) 当該聴聞の当事者又は参加人</p> <p>(2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族</p> <p>(3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>(6) 参加人以外の関係人</p>	<p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1) 当該聴聞の当事者又は参加人</p> <p>(2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族</p> <p>(3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった_____者</p> <p>(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>(6) 参加人以外の関係人</p>

亀岡市実費弁償条例（平成21年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(実費弁償の支給範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定により出頭し、又は参加した者</p>	<p>(実費弁償の支給範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は同法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により審理員若しくは審査庁又は亀岡市行政不服審査会の求めに応じて出頭した者</u></p> <p><u>(9)</u> 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定により出頭し、又は参加した者</p>

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(<u>異議申立て</u>)</p> <p>第25条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>	<p>(<u>審査請求</u>)</p> <p>第25条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p>

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) <u>つつじカード(住民票自動交付カード)の交付手数料 1件につき 300円</u></p> <p>(31)～(34) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) <u>削除</u></p> <p>(31)～(34) (略)</p> <p>2 (略)</p>

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 印鑑登録証明書自動交付機 印鑑カードと登録者暗証番号 <u>(以下「暗証番号」という。)</u> で請求者を識別し、請求者自身の操作で必要な証明書の交付から手数料の徴収、領収書の発行に至るまでの一連の交付手続を全て自動で行う端末機をいう。</p> <p><u>(暗証番号の届出)</u></p> <p>第10条 登録証の交付を受けた者が、印鑑登録証明書自動交付機（以下「自動交付機」という。）による印鑑登録証明書の自動交付の利用を希望するときは、登録証を添えて本人自らが、登録者暗証番号登録申請書により、市長に暗証番号を届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、第5条に基づく確認を行った上、既に交付した登録証と引き換えに暗証番号を登録した印鑑カードを交付する。</p> <p>3 市長は、新規の登録申請者のうち、印鑑登録証明書の自動交付機の利用を希望するものから暗証番号の登録申請（本人自らの申請に限る。）があったときは、第5条に基づく確認を行った上、登録証の交付はせず、直接印鑑カードを交付することができるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 印鑑登録証明書自動交付機 印鑑カードと登録者暗証番号 _____ で請求者を識別し、請求者自身の操作で必要な証明書の交付から手数料の徴収、領収書の発行に至るまでの一連の交付手続を全て自動で行う端末機をいう。</p> <p>(5) <u>キオスク端末 地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p>



(登録証又は印鑑カードの再交付)

第11条 登録者又はその代理人は、登録証又は印鑑カードが著しく汚損又は毀損したときは、印鑑登録証又は印鑑登録者識別カード再交付申請書により、登録証又は印鑑カードを添えて市長に再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、登録証又は印鑑カードを印鑑登録原票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請をした者に対して登録証又は印鑑カードを再交付する。

(暗証番号 \_\_\_\_\_ の変更)

第12条 印鑑カードの交付を受けている登録者が、暗証番号 \_\_\_\_\_ を変更しようとするときは、印鑑カードを添えて本人自らが、登録者暗証番号変更申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第5条に基づく確認を行った上、暗証番号 \_\_\_\_\_ を変更した印鑑カードを返付する。

(暗証番号 \_\_\_\_\_ の廃止)

第13条 印鑑カードの交付を受けている登録者が、自動交付機 \_\_\_\_\_ による印鑑登録証明書の自動交付の利用を中止しようとするときは、印鑑カードを添えて本人自らが、登録者暗証番号廃止申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第5条に基づく確認を行った上、暗証番号 \_\_\_\_\_ を抹消した登録証を交付する。

(印鑑登録の廃止)

第14条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録廃止申請書により、速やかに市長に印鑑の登録の廃止申請をしなければならない。この場合においては、第4条ただし書の規定を準用する。

(1)～(3) (略)

(登録証 \_\_\_\_\_ の再交付)

第10条 登録者又はその代理人は、登録証又は印鑑カードが著しく汚損又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書 \_\_\_\_\_ により、登録証又は印鑑カードを添えて市長に再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、登録証又は印鑑カードを印鑑登録原票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請をした者に対して登録証を再交付 \_\_\_\_\_ する。

(登録者暗証番号の変更)

第11条 印鑑カードの交付を受けている登録者が、登録者暗証番号 \_\_\_\_\_ を変更しようとするときは、印鑑カードを添えて本人自らが、登録者暗証番号変更申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第5条に基づく確認を行った上、登録者暗証番号 \_\_\_\_\_ を変更した印鑑カードを返付する。

(登録者暗証番号の廃止)

第12条 印鑑カードの交付を受けている登録者が、印鑑登録証明書自動交付機 (以下「自動交付機」という。) による印鑑登録証明書の自動交付の利用を中止しようとするときは、印鑑カードを添えて本人自らが、登録者暗証番号廃止申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第5条に基づく確認を行った上、登録者暗証番号 \_\_\_\_\_ を抹消した登録証を交付する。

(印鑑登録の廃止)

第13条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録廃止申請書により、速やかに市長に印鑑の登録の廃止申請をしなければならない。この場合においては、第4条ただし書の規定を準用する。

(1)～(3) (略)

(登録の抹消)

第15条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたと認めるときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明)

第16条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを市長が証明する。

2～4 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第17条 登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_は、登録者又はその代理人は、印鑑登録証明交付申請書に登録証又は印鑑カードを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、登録証又は印鑑カードと印鑑登録原票を照合し\_\_\_\_\_、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。

(登録の抹消)

第14条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたと認めるときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明)

第15条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを市長が証明する。

2～4 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第16条 登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合(自動

交付機又はキオスク端末により印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合を除く。)は、登録者又はその代理人は、印鑑登録証明交付申請書に登録証又は印鑑カードを添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録者本人がその意思により同項の申請を行うときは、登録証又は印鑑カードを添えることに代えて、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を職員に提示して、申請を行うことができる。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証又は印鑑カードと印鑑登録原票を照合し、必要があると認めるときは、申請を行う者が本人であることの確認を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。

(印鑑登録証明書の自動交付)

第18条 印鑑カードの交付を受けている登録者は、自動交付機に印鑑カードを挿入し、暗証番号を入力することにより、自らの印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 (略)

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。

(1) 登録証又は印鑑カード  
の提示をしないとき。

(2)・(3) (略)

(印鑑カード及び暗証番号の管理)

第20条 印鑑カードの交付を受けた登録者は、印鑑カードが自らの印鑑登録証明書の交付を受ける目的以外の目的に使われないように印鑑カード及び暗証番号を責任を持って管理しなければならない。

(印鑑登録証明書の自動交付)

第17条 印鑑カードの交付を受けている登録者は、自動交付機に印鑑カードを挿入し、登録者暗証番号を入力することにより、自らの印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 (略)

(キオスク端末による印鑑登録証明書の交付)

第18条 登録者は、キオスク端末において、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを用いて、かつ、キオスク端末に利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力することにより、自らの印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。

(1) 登録証、印鑑カード又は利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの提示をしないとき。

(2)・(3) (略)

(印鑑カード及び登録者暗証番号の管理)

第20条 印鑑カードの交付を受けた登録者は、印鑑カードが自らの印鑑登録証明書の交付を受ける目的以外の目的に使われないように印鑑カード及び登録者暗証番号を責任を持って管理しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の亀岡市印鑑条例第10条の規定により届け出られた登録者暗証番号は、この条例による改正後の亀岡市印鑑条例に規定する登録者暗証番号とみなす。

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>520,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の10 第16条の6の3又は第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額（当該減額して得た額が<u>520,000円</u>を超える場合には<u>520,000円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>260,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>540,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の10 第16条の6の3又は第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額（当該減額して得た額が<u>540,000円</u>を超える場合には<u>540,000円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>265,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超</p>

えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に470,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「520,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。

えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に480,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「540,000円」とあるのは「190,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「520,000円」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「540,000円」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着</p>	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着</p>

型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第85条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。  
（地域との連携等）

型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第85条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。  
（地域との連携等）

第81条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。



第81条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第90条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第85条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第96条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第112条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居

3 \_\_\_\_\_ 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第90条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第85条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第96条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第112条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居

(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護  
第1節 基本方針

第132条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 (略)

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
第1節 基本方針  
(基本方針)

第153条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅

(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護  
第1節 基本方針

第132条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 (略)

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
第1節 基本方針  
(基本方針)

第153条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅

における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2・3 (略)

における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2・3 (略)

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第34号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第19項</u>又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。）の運営（第46条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第20項</u>又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（<u>法第8条第25項</u>に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。）の運営（第46条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>

(地域との連携等)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第41条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(地域との連携等)

第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関

(記録の整備)

第41条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

<削除>

する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第66条 (略)

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 第64条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第67条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)、第39条及び第42条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介

(記録の整備)

第66条 (略)

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第67条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)から第40条まで及び第42条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介

「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替える

\_\_\_\_\_もの

とする。

(記録の整備)

第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第64条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条\_\_\_\_\_、第42条、第58条、第61条、第63条及び第64条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるの

「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第40条、第42条、第58条、第61条及び第63条\_\_\_\_\_の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるの



は「介護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

は「介護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_と読み替えるものとする。

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者_____をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 管理者は、毎年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者及び<u>亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）第17条による特別使用許可を受けた者（以下「許可者」という。）</u>をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 管理者は、毎年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p><u>2 管理者は、特別の理由により賦課対象区域に変更の必要を認めるときは、変更する賦課対象区域を定め、これを公告しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、管理者は、亀岡市下水道条例第17条に規定する特別使用の許可を受けようとする土地に負担金を賦課することができる。この場合において、当該特別使用許可をもって、第1項の公告があったものとみなす。</u></p> <p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

(負担金の徴収猶予)

第8条 管理者は、次の各号の一に\_\_\_\_\_該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)～(3) (略)

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 管理者は、次の各号の一に\_\_\_\_\_該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1)～(6) (略)

5 前項の規定にかかわらず、受益者のうち許可者に係る負担金は、管理者の定める日までに一括で徴収するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合においては、この限りでない。

(負担金の徴収猶予)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)～(3) (略)

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1)～(6) (略)

国民健康保険南丹病院組合規約（昭和26年3月29日京都府指令6地第236号許可）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
第3条 組合は、次に掲げる施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。 (1) 公立南丹病院 (2) 附属看護師養成所	第3条 組合は、次に掲げる施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。 (1) 公立南丹病院 (2) 附属看護師養成所 (3) <u>居宅サービス事業所</u>